

第1回京都市プール制検討委員会

# 資 料

平成21年8月3日

京都市保健福祉局子育て支援部保育課

# 目 次

I	京都市の保育園（所）の状況	.....	1
II	保育制度の財源構成	.....	9
III	民間保育園「プール制」について	.....	15
IV	監査委員による「特別監査」結果の内容	.....	21
V	国による保育制度改革について	.....	23
VI	今後の日程等	.....	25

## I 京都市の保育園（所）の状況

次世代育成支援に関係する様々な施策の中で、認可保育所を中心とした「保育サービス」は、主に就学前の乳幼児（産休あけから小学校就学まで）を対象に提供しており、保護者の就労支援や少子化対策の一端を担っているものである。（主な次世代育成支援に係る施策イメージは参考資料2，3参照のこと）

### 1 保育所の定義

#### 保育所とは…

保育所は、両親が共働きしている等のため、保育に欠ける状態にある児童を、日々保護者の委託を受けて保育することを目的とする施設。（※参考資料1参照）

○京都市内の保育所数 256箇所（市営31箇所，民営225箇所）  
（平成21年7月現在） ※うち市営1箇所については休所中

#### 認可外保育施設とは…

認可外保育施設とは、京都市の認可を受けていない保育施設を総称したもの。

○京都市内の認可外保育施設数 35箇所  
（平成21年7月現在） ※届出対象施設のみ

#### 昼間里親制度とは…

保育に欠ける乳児（産休明けから3歳未満，へき地においては小学校就学前まで）を、昼間、里親の自宅等において家庭的雰囲気の中で保育する昭和25年から実施している本市独自の制度。

○昼間里親数 32人（平成21年7月現在）

#### （参考）幼稚園とは…

学校教育法第22条で規定された施設であり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とするものである。

対象は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児であり、保護者の就労支援を主とした福祉施策である保育所と異なり、入園に際し“保育に欠ける”要件は問われない。

## 2 保育所の整備状況

保育所入所待機児童の解消を図るため、保育所整備・拡充を進めてきた結果、就学前児童数に対する定員の設置割合（35.9%）は、政令指定都市の中で二番目に高い状況にある（平成20年4月1日現在）。

しかしながら、保育需要が大幅に増加する中、一部の地域では待機児童の解消がなお課題となっている。このため、今後も地域の保育需要に応じた定員の調整、定員の弾力的な運用、保育所の新設・定員増に努めていく必要がある。

### 【行政区別保育所設置状況】

（平成21年5月1日現在）

	北		上京		左京		中京		東山		山科		下京		南			
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員		
公設公営	3	250	2	150	4	365	3	210	2	120	1	120	2	170	6	440		
公設民営	社会福祉法人		0	0	0	0	1	90	0	0	0	0	0	0	1	30		
民設民営	社会福祉法人		17	1700	10	995	19	1590	8	870	4	450	18	2330	4	390	18	1345
	その他の法人		1	90	1	90	4	270	3	360	4	255	1	90	4	300	5	410
	個人		0	0	0	0	2	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	21	2040	13	1235	29	2315	15	1530	10	825	20	2540	10	860	30	2225		

	右京		西京		洛西 (別掲)		伏見		深草 (別掲)		醍醐 (別掲)		合計		割合			
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員		
公設公営	4	150	0	0	0	0	2	300	1	60	1	120	31	2455	12%	10%		
公設民営	社会福祉法人		0	0	1	90	0	0	0	0	0	0	3	210	1%	1%		
民設民営	社会福祉法人		22	2125	13	1275	7	865	24	2725	4	420	16	1695	184	18775	72%	77%
	その他の法人		4	330	2	120	0	0	3	240	1	120	0	0	33	2675	13%	11%
	個人		1	60	1	75	0	0	1	120	0	0	0	0	5	345	2%	1%
合計	31	2665	16	1470	8	955	30	3385	6	600	17	1815	256	24460	100%	100%		

（定員数については、休所中の1箇所（右京区、公設公営）を除く。）

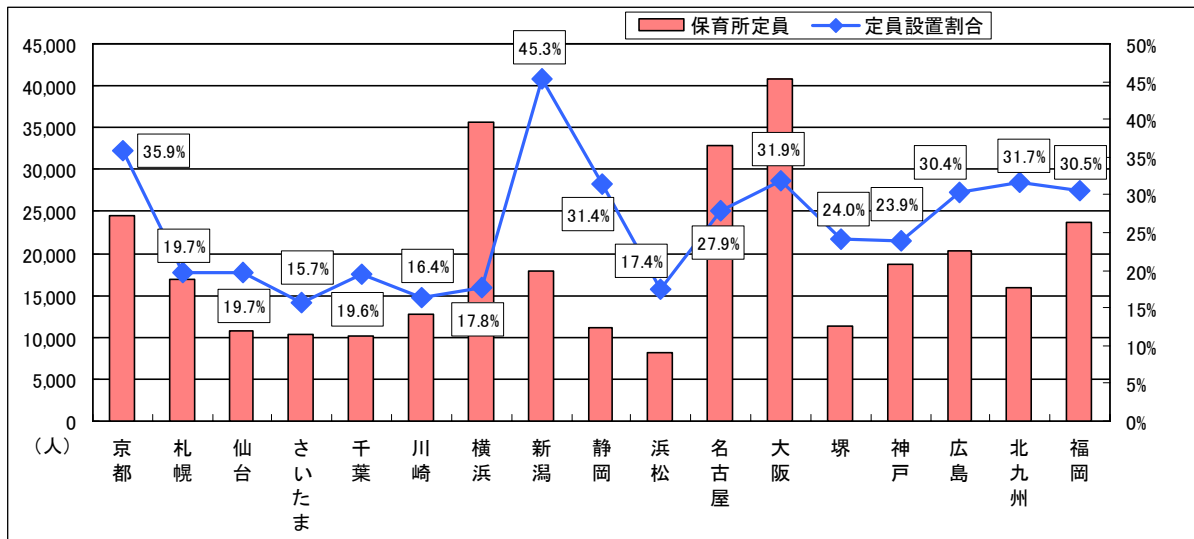
### 【保育所への入所状況】

（平成21年4月1日現在、単位：人）

	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	洛西 (別掲)	伏見	深草 (別掲)	醍醐 (別掲)	合計
公営	162	152	281	221	73	82	87	423	147	0	0	304	68	107	2,107
民営	2,001	1,199	2,164	1,368	762	2,641	785	1,962	2,746	1,592	996	3,266	605	1,717	23,804
合計	2,163	1,351	2,445	1,589	835	2,723	872	2,385	2,893	1,592	996	3,570	673	1,824	25,911
待機児	8	1	12	0	0	0	18	5	27	43	15	37	14	0	180

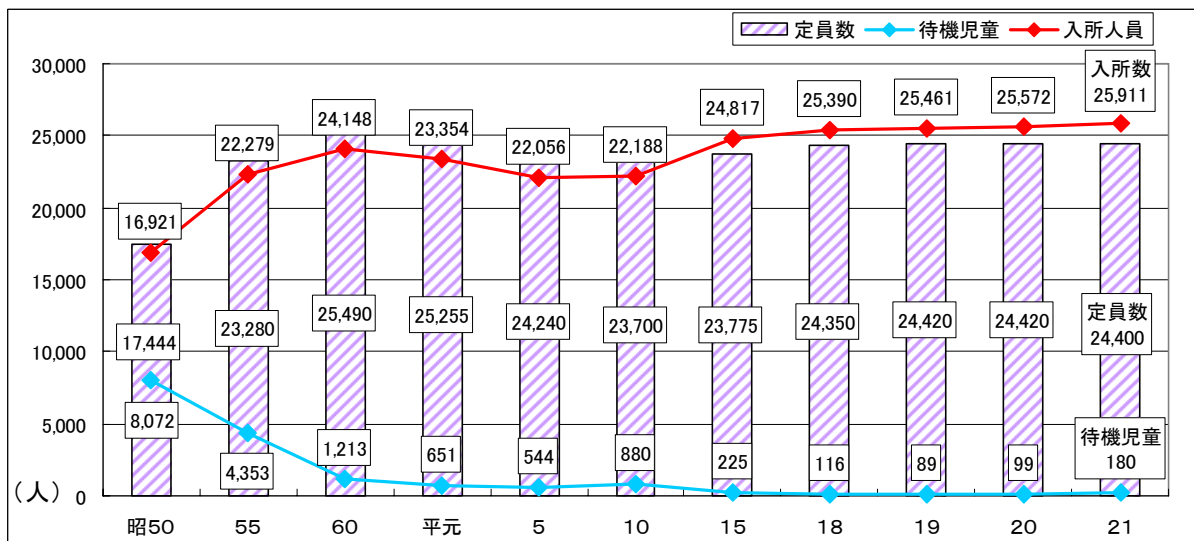
### 政令指定都市の設置状況

※ 平成20年4月1日現在



### 保育所入所状況等の推移

※ 各年度4月1日現在



#### 【保育所への入所円滑化（定員外入所）】

保育所における保育の実施は、定員の範囲内で行うこととされているが、年度途中で保育の実施が必要となった児童が発生した場合、受入れ体制のある保育所において定員を超えて保育の実施を行うこととしており、当分の間、年度当初においても同様に保育の実施を行い、待機児童の解消を図っている。

#### 【定員外入所の受入枠】

区分	年度当初	⇒	年度途中
実施基準	定員の15%		定員の25%

### 3 多様な保育サービス

#### (1) 通常保育・特例保育・延長保育

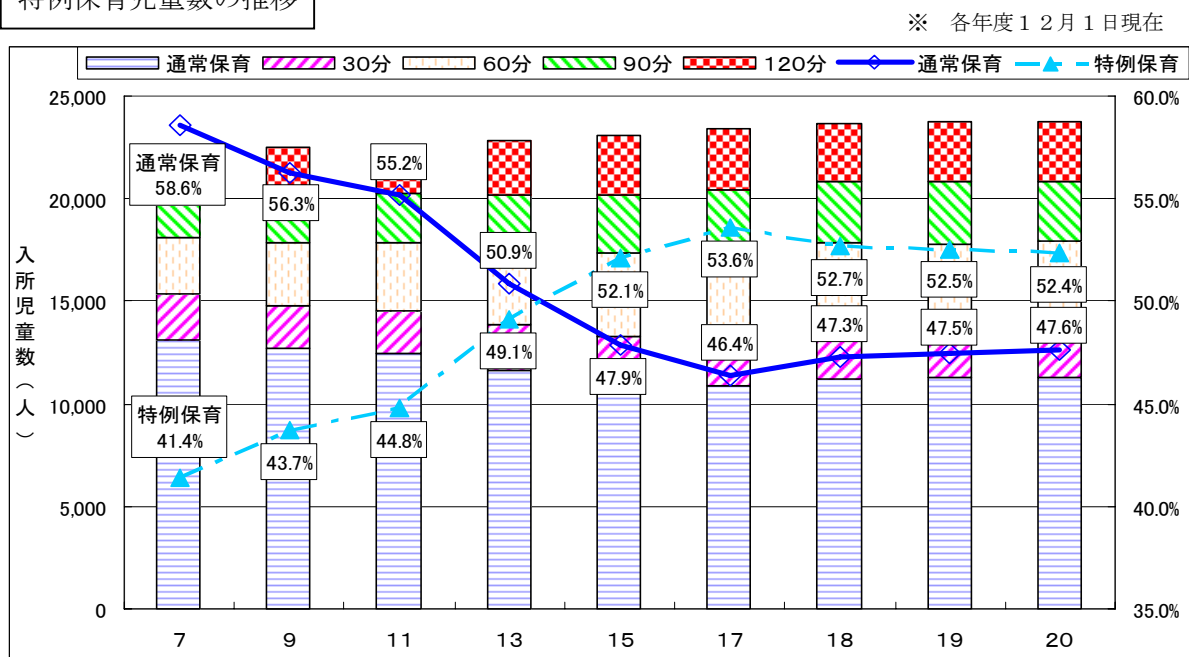
本市における昼間保育所の通常保育時間は、8：30～17：00の8時間30分としているが、労働時間や周辺部の住宅開発による通勤距離の広がり等によって、通常の保育時間の範囲内では対応しきれないケースが増加してきている。

この実態に対応するとともに、児童の発達面での影響も考慮した結果、保護者等の就労実態及び生活実態によりやむを得ないと認められた場合、通常保育時間の前後1時間を延長した特例保育を昭和55年4月から実施している。

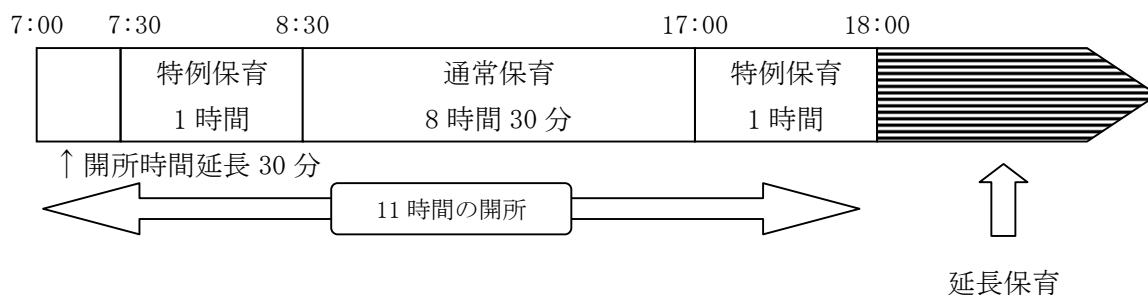
更に、11時間を超過して保育を行う延長保育を実施している。

<延長保育実施箇所数> 21年6月末時点 実施箇所数173箇所

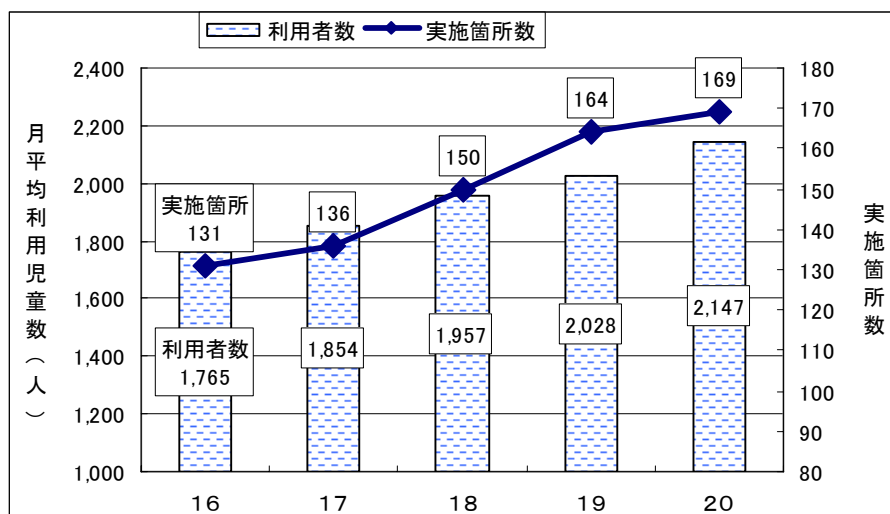
特例保育児童数の推移



#### 【昼間保育所の開所時間の具体例】



延長保育の利用状況

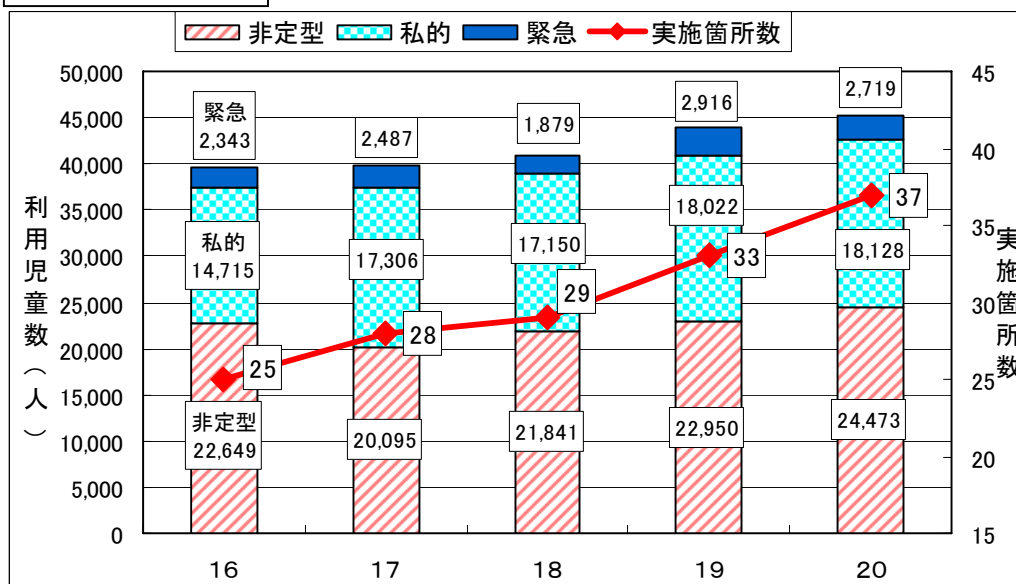


(2) 一時保育

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育，保護者の傷病などによる緊急時の保育，保護者のリフレッシュを図るための一時的な保育など，様々な保育ニーズに対応するため，平成9年7月から実施している。

<実施箇所数> 21年6月末時点 実施箇所数 38箇所

一時保育の利用状況



## (5) 障害児保育

本市では、肢体不自由、知的障害等の障害のある児童であって、保育に欠ける状態にあり保育所の集団生活が可能で入所に適する児童について、昭和52年度から保育所での受入れを行っている。

### 【障害児保育の状況】

(各年度3月1日現在)

種別 年度	保育所数	障害児保育 実施箇所数	入所児童数 ①	障害児数 ②	実施率 ②/①
16年度	250	190	26,411	667	2.5%
17年度	253	193	26,613	741	2.8%
18年度	256	190	26,661	696	2.6%
19年度	256	200	26,980	695	2.6%
20年度	256	208	27,135	706	2.6%

※障害児保育実施箇所数・障害児数は年間最大値

## (6) 地域での子育て支援活動

保育所における地域子育て支援事業については、子育てに関する専門機関として、児童館とともに身近な地域における相談・ネットワークの拠点として「地域子育て支援ステーション」を指定し、子育て相談や講座、関係機関とのネットワークづくりに取り組むなど、地域の需要に応じた幅広い活動を展開している。

○地域子育て支援ステーション

実施箇所数170箇所（うち保育所123箇所，平成20年度）



### (3) 休日保育

日曜・祝日等の保護者の就労等により、児童の保育が困難な場合に利用できる事業で、平成12年10月から実施している。実施日は、日曜・祝日及び12月29日、30日。

<実施箇所数> 21年6月末時点 実施箇所数3箇所

#### 【利用実績】

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
開所日数	71日	67日	69日	68日	68日
延べ利用児童数	1,091人	1,106人	1,536人	1,666人	1,969人

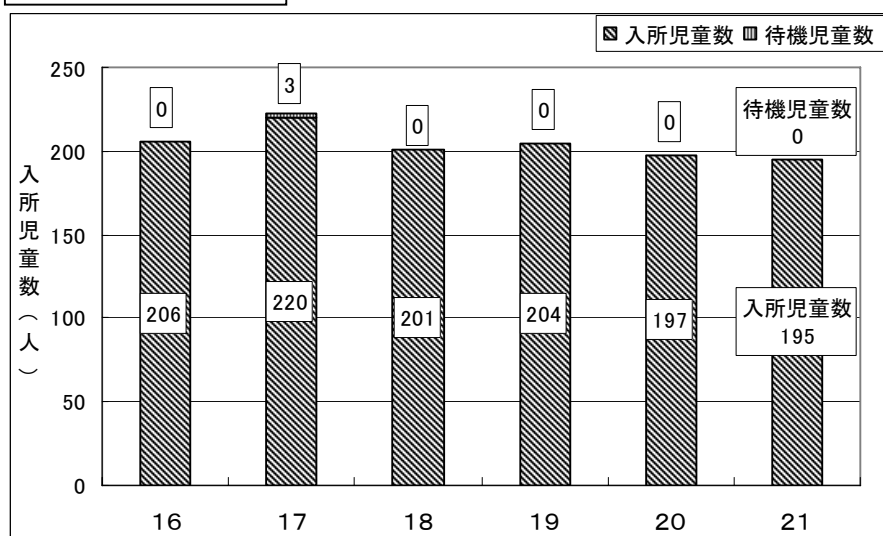
### (4) 夜間保育

就労形態の多様化に伴う夜間保育需要の増加及びベビーホテル問題に対処するため、夜間、保護者の就労等のため保育に欠ける状態にある児童で保育所での受入れが真にやむを得ない児童について、昭和57年2月から夜間保育制度を実施している。(平成21年度：7箇所)

また、現在、通常保育時間(午前11時～午後10時)を延長(午前9時～午前11時)した保育を行っている。

夜間保育の利用状況

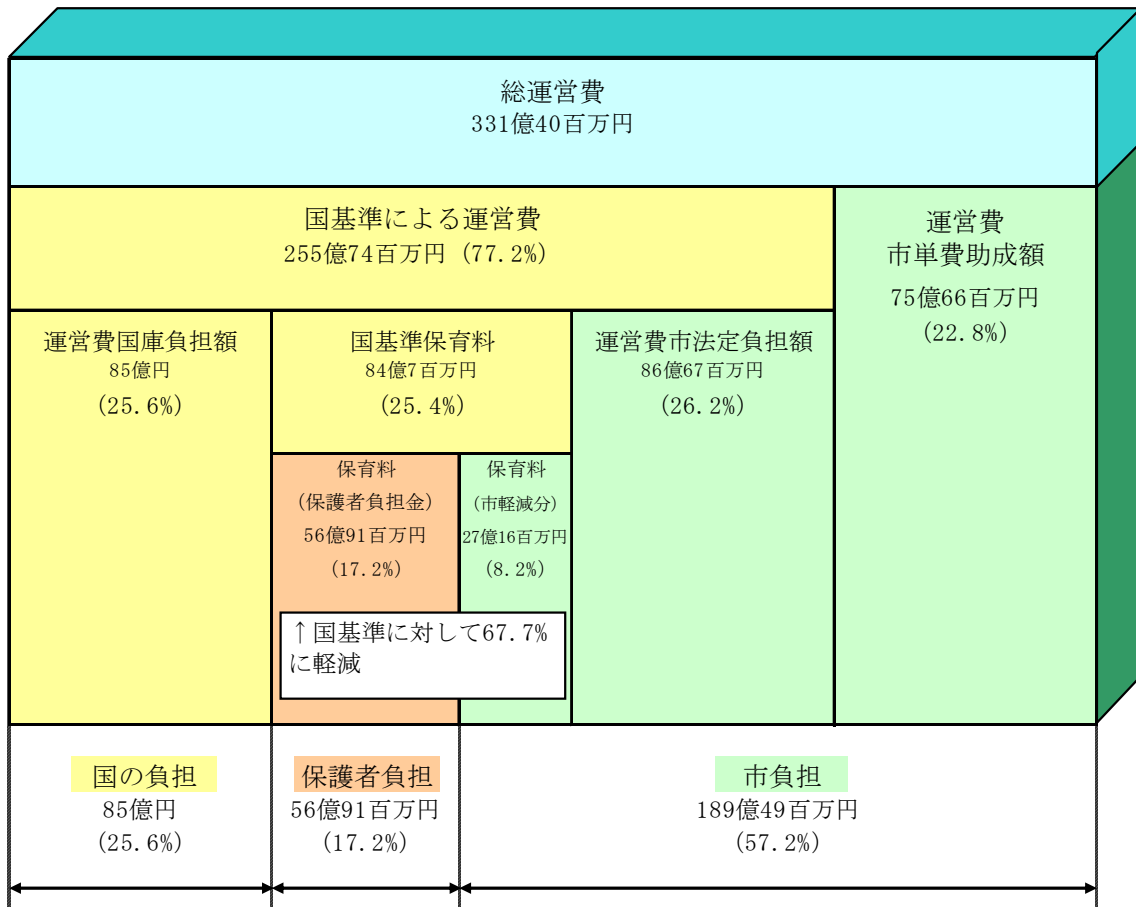
※ 各年度4月1日現在





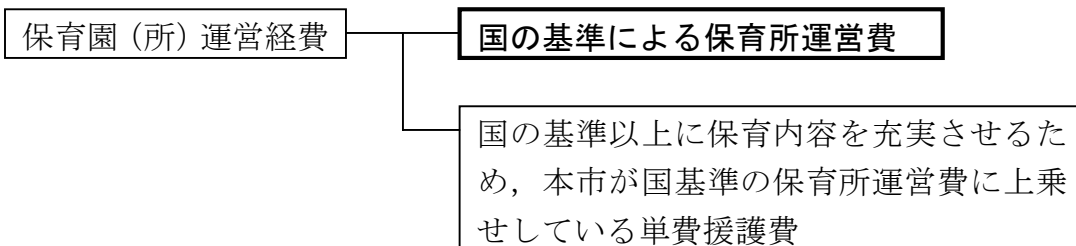
## II 保育制度の財源構成

### 1 財源構成表（平成21年度予算）



### 2 保育所運営費について

保育園（所）運営の経費については、大きく分けて次の2つの項目により賄われている。



## (1) 国の基準による保育所運営費の概要

国の基準による保育所運営費（以下、国基準運営費という。）とは、保育の実施を行うにあたり、入所児童の福祉を図るための運営費、すなわち入所児童の処遇費、職員の人件費及び施設の維持管理費を一括した呼称であり、厚生労働省令で定める「児童福祉施設最低基準を維持・充足させるために必要な経費」のこと。（※参考資料4、5を参照）

### ア 保育単価制度

保育単価とは、保育所に入所した児童1人当たりの運営費の月額をいう。保育単価に各月初日の入所児童数を乗じて得た額を、運営費として各保育所に支弁している。その地域や定員規模、児童の年齢等に応じて全国的に統一的な保育単価を定め、保育所運営費の支弁基準としている。

### イ 保育単価の内容

#### (ア) 事業費

##### a 一般生活費

入所児童の給食に要する材料費（3才未満児については主食及び副食給食費、3歳以上児については副食給食費とする。）及び保育に直接必要な保育材料費、炊具食器費、光熱水費等

##### b 児童用採暖費

入所児童の冬期採暖に要する経費（毎年10月から翌年3月まで）

#### (イ) 人件費

入所児童の保育に必要なその保育園（所）の長、保育士、調理員その他職員の人件費

#### (参考) 保育園（所）の保育士配置基準

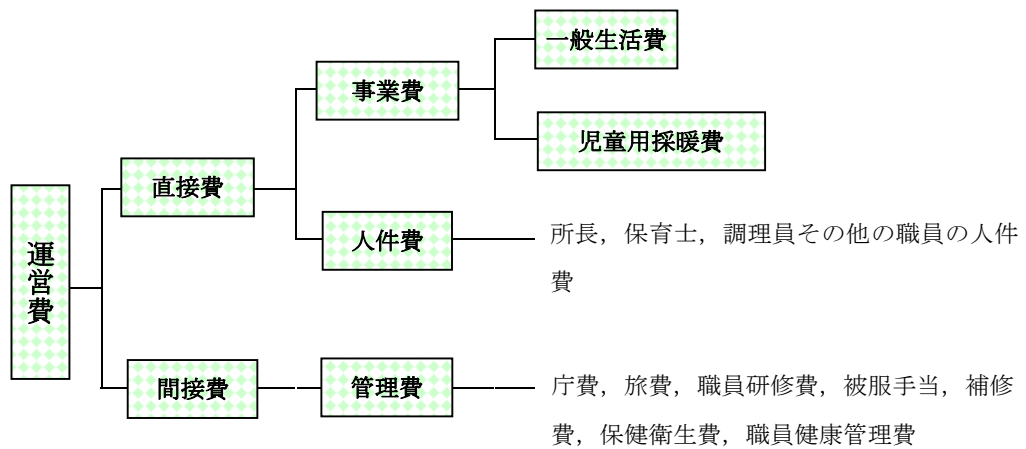
区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
国基準	3 : 1	6 : 1		20 : 1	30 : 1	
本市基準	3 : 1	5 : 1	6 : 1	15 : 1	20 : 1	25 : 1

※（例）国基準0歳 … 0歳児3人に対し保育士1人の配置が必要。

※本市では、国基準を上回る配置基準を設定している。

## (ウ) 管理費

保育所の管理に必要な経費



## (2) 保育所運営費に対する加算

保育所の事業の実施状況や職員状況により、国基準運営費（保育単価）に以下のような加算が行われる。

### ア 民間施設給与等改善費

民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）は、公・私施設間の職員給与格差の是正などを目的としており、職員1人あたりの平均勤続年数によって、以下のとおり4区分に分けられ、区分毎に加算率が設定されている。

加算率の区分	職員1人あたりの平均勤続年数	内訳	
		人件費加算分	管理費加算分
12%加算分	10年以上	10%	2%
10%加算分	7年以上10年未満	8%	2%
8%加算分	4年以上7年未満	6%	2%
4%加算分	4年未満	2%	2%

### イ その他の加算

- ・事務職員雇上費加算
- ・主任保育士の専任加算
- ・夜間保育所加算
- ・施設機能強化推進費

### (3) 保育所運営費の負担義務

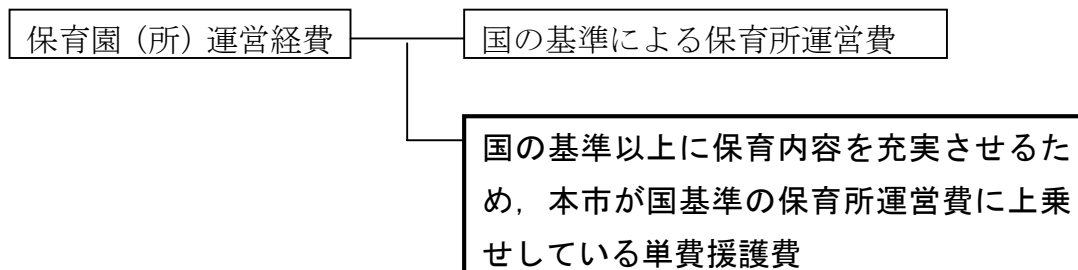
保育所の運営に係る経費については、国・地方自治体・保護者の三者で負担することとされている。国が精算基準として設定している保育所徴収基準額表に従い、保育所運営費の総額から保護者負担分を控除した額を国と地方自治体（指定都市及び中核市）においてそれぞれ1/2ずつ負担することとなる。以上を図示すると次のとおり。

#### 保育所運営費総額 (A)

国基準保育料 (B) (保護者負担分)	国庫負担分 (A - Bの 1/2)	市負担分 (A - Bの 1/2)
------------------------	--------------------------	-------------------------

### 3 国基準運営費以外の本市単費事業

前述のとおり，保育園（所）運営の経費については，大きく分けて次の2つの項目により賄われている。



#### (1) 国基準運営費以外の本市単費事業の概要

国基準運営費では，保育園（所）を運営するに当たり，最低限の経費が見込まれている。

しかしながら，保育の実施責任を持つ市町村として，国基準以上に，より良質で多様な保育サービスを提供するため，児童当たりの職員数を充実させるなどの児童処遇向上や給与改善などの職員処遇向上，さらには利用者の様々なニーズに対応した各種事業を実施する経費を国基準運営費に上乗せして本市が負担している。

主な分類は次のとおり

ア 本市が単独で費用負担するもの（単費援護費）

（例）プール制に対する財政支援，職員の通勤手当助成等の各種助成費  
障害児統合保育対策費，産休等代替職員費 など

イ 国が特定の事業を推進するために事業費の一部を国庫補助しているもの

（例）延長保育事業，一時保育事業，休日保育事業

ウ 京都府が一部経費を補助しているもの

福祉施設人材確保・サービス向上補助金

（※参考資料6，7を参照）

## 4 保育所保育料について

### (1) 保育費用の徴収額（保育料）の性格

保育料は、市町村等が支弁した保育費用の一部を、市町村長等が本人又は扶養義務者から徴収する“負担金”の性格を持つ。

#### 【児童福祉法第56条第3項】

『(略) 保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらのものから徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。』

### (2) 国基準保育料と市基準保育料

保育料は、保育を実施するために必要となる費用と扶養義務者から徴収した場合の家計への影響を考慮して、各市町村が定めることになっている。

#### ア 国基準保育料

国基準保育料（国が定めた保育料）は、本市において実際に扶養義務者から徴収するための基準ではなく、保育所運営費に対する国庫負担金算定のための精算基準として用いている。

#### イ 市基準保育料

市基準保育料は、本市が実際に扶養義務者から徴収する保育料である。

本市では、国基準保育料に比べ本市の負担割合を大きくすることで、保護者にとっては、国基準保育料を大幅に下回る保育料を設定している。

(※参考資料8を参照)

(保育料の軽減状況)

	予算					決算	
	平成20年度		平成21年度		前年比	平成19年度	
	負担額(千円)	比率	負担額(千円)	比率		負担額(千円)	比率
国基準	8,346,513		8,407,425			8,446,298	
市基準	5,635,987	67.5%	5,691,349	67.7%	0.2%	5,567,064	65.9%
軽減額	2,710,526	32.5%	2,716,076	32.3%	△0.2%	2,879,234	34.1%



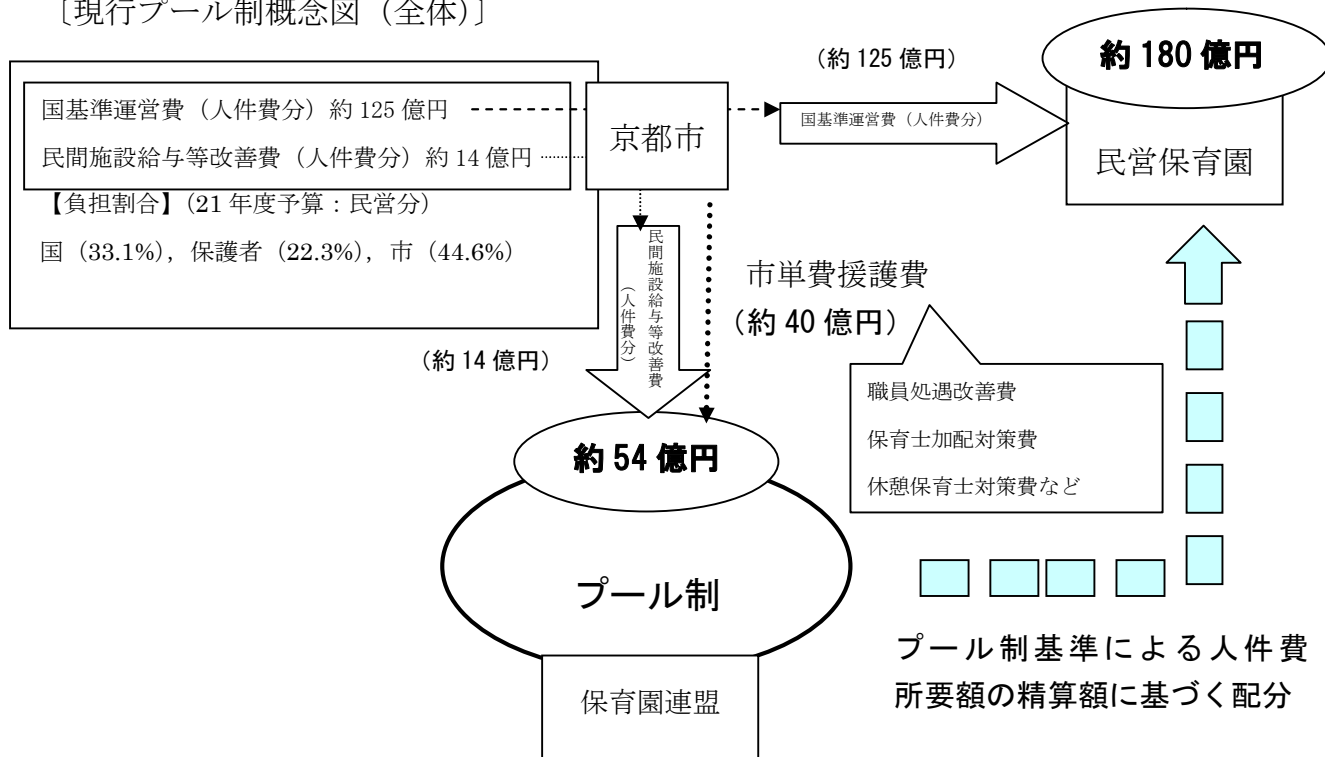
### Ⅲ 民間保育園「プール制」について

#### 1 プール制の趣旨

##### (1) 基本的な仕組み

各保育園に支出される民間施設給与等改善費の人件費部分を各保育園が保育園連盟に拠出し、本市の単費援護費と合わせてプールし、一定の精算基準に基づき再配分するシステム。

[現行プール制概念図 (全体)]



[現行方式]

- ① 「職員配置基準（本市基準）」に基づいた職員数を算定する。
- ② ①により算出された保育士・調理師について「市給料表に準じた給料表」に基づき社団法人京都市保育園連盟が格付けを行い、人件費所要額を算出する。
- ③ ②に「運営改善費」部分を加算する。
- ④ 上記により積算された各園ごとの所要額から国基準運営費を差し引いた額を各園に再配分する。
- ⑤ プール制余剰金は繰越して累積させ、次年度以降の不足額に備えている。

(20 年度末… 7 億 5 千万円)

(※参考資料 9, 10 を参照)

##### (2) 役割

ア 国基準の運営費は、保育所定員毎に一律の保育単価が決められている関係上、職員の在職年数の高い園は、給与支払い額が多くなる為、保育所経費は不足がちであり、逆に、新規開設園など比較的職員の在職年数が短い園には余裕があ

るものとなっている。

イ このため、各園毎には定期昇給つきの給与体系が確保しにくい仕組みとなっている。

ウ そこで、相互扶助の精神に基づき、民営保育園が経費を拠出しあって、余裕のある園から不足気味の園へ経費を再配分し、京都市民営保育園全体として統一した「配置基準」と「給与体制」を維持し、もって職員処遇と児童処遇を改善しようとするものである。

(昭和47年から実施)

エ 京都市は、この制度を支える立場から、国基準を超える職員配置基準の確保など総額約40億円(平成21年度)の単費援護を行っており、国基準を大きく上回る保育水準を維持してきた。

## 2 プール制による配分基準

### (1) 職員配置基準

区 分	プール制基準	国基準
<b>保育士</b> 年齢基準	(入所児童数に対して)	(入所児童数に対して)
0歳児	3 : 1	3 : 1
1歳児	5 : 1	6 : 1
2歳児	6 : 1	
3歳児	15 : 1	20 : 1
4歳児	20 : 1	30 : 1
5歳児	25 : 1	
休憩加配	全施設…常勤2名 ただし、特例完全実施かつ特例児(0~1歳)在園又は定員30%以上特例児在園の場合のみ。条件に満たない場合は1名。	定員90人以下…常勤1名 定員91人以上…非常勤1名
特例保育加配	特例保育対象児(※1)による年齢基準数 ×0.3	—
フリー経費定数	上記により算出された認定保育士数のうち、1割相当分をフリー経費定数(※2)とする。	—

※1)「特例保育」とは、通常保育(午前8時30分~午後5時)の前後1時間(午前7時30分~8時30分、午後5時~6時の間の保育)

※2) 給与格付を行わず、非常勤職員単価でプール制所要額を算定する。

区 分	プール制基準	国基準
調理員等	< 共通事項 > ・定員 59 人以下…常勤 1 名 ・定員 60 人以上…常勤 2 名  < 調理加配（常勤） > ・定員 90 人以下かつ 0 歳児 6 人以上 …1 名 ・定員 91～120 人かつ 0 歳児 5 人以上 …1 名 ・定員 121～150 人かつ 0 歳児 4 人以上 …1 名 ・定員 151 人以上 …1 名（非常勤） （国運営費による非常勤単措置分のみ（プール制外））	< 基本 > 定員 45 名以下…常勤 1 名 定員 46 名以上…常勤 2 名  < 加配 > 定員 151 名以上 …非常勤 1 名

(2) 運営改善費

労働条件改善費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員定数＋フリー経費定数</th> <th>年 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9 人以下</td> <td>1,440,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 人～14 人</td> <td>2,124,000 円</td> </tr> <tr> <td>15 人～19 人</td> <td>2,484,000 円</td> </tr> <tr> <td>20 人以上</td> <td>2,880,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			職員定数＋フリー経費定数	年 額	9 人以下	1,440,000 円	10 人～14 人	2,124,000 円	15 人～19 人	2,484,000 円	20 人以上	2,880,000 円		
職員定数＋フリー経費定数	年 額														
9 人以下	1,440,000 円														
10 人～14 人	2,124,000 円														
15 人～19 人	2,484,000 円														
20 人以上	2,880,000 円														
運営条件改善費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>定 員</th> <th>年 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60 人以下</td> <td>600,000 円</td> </tr> <tr> <td>61 人～ 90 人</td> <td>900,000 円</td> </tr> <tr> <td>91 人～120 人</td> <td>1,200,000 円</td> </tr> <tr> <td>121 人以上</td> <td>1,500,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			定 員	年 額	60 人以下	600,000 円	61 人～ 90 人	900,000 円	91 人～120 人	1,200,000 円	121 人以上	1,500,000 円		
定 員	年 額														
60 人以下	600,000 円														
61 人～ 90 人	900,000 円														
91 人～120 人	1,200,000 円														
121 人以上	1,500,000 円														
給食業務改善費	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>定 員</th> <th>年 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給食センター 外部委託 非利用園</td> <td rowspan="2">0 歳児 在園</td> <td>89 人以下</td> <td>720,000 円</td> </tr> <tr> <td>90 人以上</td> <td>1,440,000 円</td> </tr> <tr> <td>夜間園</td> <td>360,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※職員配置基準で、調理加配（常勤）園は除く。</p>			区 分		定 員	年 額	給食センター 外部委託 非利用園	0 歳児 在園	89 人以下	720,000 円	90 人以上	1,440,000 円	夜間園	360,000 円
区 分		定 員	年 額												
給食センター 外部委託 非利用園	0 歳児 在園	89 人以下	720,000 円												
		90 人以上	1,440,000 円												
	夜間園	360,000 円													

※ 上記基準による職員配置を行っているため、職員数が多い（プール制配分額が

多い) 条件としては,

ア 「児童数の定員が多い園 (入所児童が多い)」 ほど, 職員数も多くなる。

イ 入所児童のうち「年齢の低い児童が多く入所している」園ほど, 職員数も多くなる。

ウ 「特例保育対象児童が多い」園ほど職員数は多くなる。

(3) 「民営保育園統一の給料表」の採用 (京都市行政職給料表 1 級~3 級に準拠)

2 (1) によって確定された職員数の範囲内で, 各保育園から報告された個々の職員について給与格付を行い, 当該保育園のプール制所要額を確定させる。

定期昇給付きの給料表のため, 「平均在職年数が高い」園ほど所要額は高くなる。

### 3 プール制各園支払状況

(1) プール制配分金支払状況一覧

<20 年度実績 : 224 箇所>

年間配分額	箇所数
8,000 万円台	0
7,000 万円台	1
6,000 万円台	4
5,000 万円台	9
4,000 万円台	22
3,000 万円台	40
2,000 万円台	49
1,000 万円台	61
1,000 万円未満 500 万円以上	23
500 万円以下	12
支給なし	3

(2) プール制配分金支払状況と保育園 (所) 運営状況の比較 <20 年度実績>

配分金区分	プール制配分金	定員	0 歳児, 1 歳児 (21.3 時点)	特例保育比率	プール制認定職員数	平均在職年数	平均年齢
上位	78,388,000	180	16 人, 25 人	61.1%	29 人	17.4 年	43.9 歳
	68,734,000	120	19 人, 19 人	92.5%	26 人	16.8 年	40.4 歳
	66,071,000	225	9 人, 34 人	37.8%	29 人	17.3 年	45.3 歳
	63,322,000	120	13 人, 19 人	72.5%	23 人	17.4 年	41.4 歳
	61,310,000	150	12 人, 18 人	55.1%	24 人	17.8 年	45.1 歳
中位	24,914,000	60	7 人, 12 人	78.3%	14 人	11.2 年	38.1 歳
	24,891,000	60	8 人, 10 人	71.7%	14 人	11.1 年	36.7 歳
	24,836,000	150	6 人, 17 人	26.0%	20 人	7.8 年	34.9 歳

	24,662,000	180	3人, 8人	38.9%	19人	6.1年	31.2歳
	24,336,000	60	3人, 9人	50.0%	11人	16.5年	40.6歳
下位	1,725,000	45	0人, 2人	20.0%	5人	6.6年	34.6歳
	1,661,000	60	0人, 7人	20.0%	8人	12.0年	48.8歳
	0	30	8人, 7人	0.0%	8人	0.5年	21.5歳
	0	60	5人, 7人	25.0%	11人	3.9年	28.4歳
	0	60	3人, 8人	48.3%	11人	1.5年	40.3歳

(参考) 民営保育園 平均勤続年数 … 9.8年, 平均年齢 … 35.7歳

(※参考資料11～13を参照)

#### 4 プール制収支状況

(単位 億円)

年 度	12	13	14	15	16	17	18	19	20
単年度収支	△0.48	1.62	1.55	△1.34	△0.37	△0.13	0.37	1.61	3.45
累積収支	0.79	2.41	3.96	2.62	2.25	2.12	2.49	4.10	7.56

※端数処理の関係で、計算結果が異なる場合がある。

#### 5 プール制の課題

- (1) 「市給料表に準じた給料表」に基づく格付けを行っている関係上、経営者の主体的な経営意欲が喚起されにくく（格付けどおりに給料を支払っていれば園運営が可能。）、人員の新陳代謝が行われない場合は、人件費総額が増大する。
- (2) 各園が拠出した民改費の最低保障を行っていないため、プール制配分金に最大約7,800万円～0円（20年度決算）の格差が生じている。
- (3) 格付けにより大部分が固定的な経費として積算されており、各園における創意工夫の余地が少ない。
- (4) 「特別監査」において、プール制支援分援護費は扶助費（※）ではなく補助金であると指摘された。これにより、補助制度としての単費援護制度を構築する必要があり、単年度余剰金についても精算の実施が必要である。

※「扶助費」とは

扶助費とは、社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種の法令、すなわち生活保護法や児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出する経費、及び地方公共団体が単独で行う各種扶助の経費をいう。



#### IV 監査委員による「特別監査」結果の内容

平成21年2月に（社）京都市保育園連盟の前常務理事による不正流用が発覚し、それを受けて平成21年2月25日に京都市長より地方自治法第199条第6項及び第7項の規定に基づき、監査要求が監査委員に対して提出された（以下「特別監査」という）。

上記特別監査について去る平成21年6月17日、プール制支援分以外の援護費及びプール制支援分援護費に係る監査結果が公表された。プール制支援分援護費に係る概要は次のとおりである。

##### 指摘された問題点

- 1 援護費の種別に関わりなくプール制基準によって援護費を保育園に再配分している実態からすると、プール制支援分の援護費は、保育の実施に要する費用としての扶助費というよりも、連盟が運営するプール制という事業に対する地方自治法第232条の2の規定による補助金と考えるべきであること。
- 2 現在のプール制支援分の援護費は、補助金であれば明確にされているべき補助の目的や対象等が明確にされておらず、今後、適切な制度設計が必要であること。
- 3 連盟の会計で生じている7億5,564万円の次期繰越金は、必要額を上回る援護費の余剰金であるから返還されるべきであり、継続的に実施される事業であっても、繰越は認められないこと。
- 4 連盟の会計は監事による監査を経て決算が明らかにされていたが、連盟の特別会計に位置付けられておらず、経理規程の適用外で経理処理がされていたこと。

##### 市長に求められた措置

- 1 プール制支援分の援護費の性格（連盟が運営するプール制への補助）に応じた適切な制度となるよう、関連規程の整備を含め、事務の執行を改善すること。
- 2 連盟の会計に生じているプール制支援分の援護費の余剰金7億5,564万円を解消するよう措置すること。





## V 国による保育制度改革について

国においては、今後の新たな制度体系の詳細設計に向けた議論の中間的な取りまとめとして、平成21年2月24日付けで社会福祉審議会少子化対策特別部会の第1次報告が行われている。このうち、新たな保育の提供の仕組みについては、次のとおり考え方が示されている。

### 1 利用保障の基本的仕組み

市町村に次の実務責任を法制度上課す。

- (1) 客観的に保育の必要性が判断された子どもについて、質の確保された公的保育を受けることができる地位を付与（例外ない質の確保された公的保育の保障）
- (2) 質の確保された公的保育の提供体制確保責務（保育の必要性の認定を受ける子ども数を勘案し、整備計画の策定・実行等を通じ、着実に質の確保された公的保育を保障しうるだけの地域の提供基盤を速やかに整備すべき責務。また、最低基準・保育指針等に係る指導・監督，研修の実施等）
- (3) 利用支援責務（利用調整，利用者と保育所における円滑な公的保育契約の締結及び履行に関する支援）
- (4) 保育の費用の支払い義務

### 2 利用方式

市町村が、利用者と保育所に対し、上記（1）～（4）の公的責任を果たす三者の枠組みの中で、利用者が保育所と公的保育契約を結び、より向合う関係にする。

### 3 利用者の手続負担や保育所の事務負担に対する配慮

利用者の申込手続や、事業者の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、市町村の一定の関与（利用調整等）や、第三者によるコーディネートの仕組みについて、さらに検討する。

(※参考資料14を参照)



## VI 今後の日程等

### (1) スケジュール

日程	京都市プール制検討委員会
8月	8/3 第1回京都市プール制検討委員会開催  下旬 第2回委員会開催
9月	中旬 第3回委員会開催
10月	上旬 第4回委員会開催 下旬 第5回委員会開催
11月	中旬 第6回委員会開催
12月	中旬 第7回委員会開催 最終答申
1月	
2月	
3月	
4月以降	新制度スタート

### (2) 次回の日程

#### 第2回京都市プール制検討委員会

日 時：平成21年 月 日 ( )

内 容：プール制に関する詳細なデータを踏まえ議論

- ①プール制検討に当たっての論点整理
- ②他都市事例研究 等